

# 札幌くらぶ会計事務帳簿運用基準

制定 令和 5年 1月16日会長決裁

- 1 札幌くらぶ会計事務取扱規程（令和5年1月16日運営会議議決）第10条第1項に定める会計帳簿のうち、同条同項第1号に定める総勘定元帳は当分の間作成しないものとする。
- 2 官公庁又は民間機関等の補助金受給申請などの際に提出が求められ、作成しなければならない状況が生じたときから作成するものとする。
- 3 この基準の改廃は、会計担当が起案し、会長の決裁を経て行うものとする。
- 4 この基準は、令和5年1月16日から施行する。